

○	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）	1
○	※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）による改正後のもの	
○	大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）	1
○	平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）（抄）	1
○	令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百十三号）（抄）	1
○	令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和二年政令第二百三十四号）（抄）	2
○	令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和六年政令第十四号）（抄）	2

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）

※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）による改正後のもの

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

三 五 （略）

六 特定公共施設 道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

七 十 （略）

○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）

（特定公共施設）

第一条 大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

○ 平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）（抄）

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。

○ 令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第四百四十三号）（抄）

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和元年台風第十九号による災害を指定する。

○ 令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和二年政令第二百三十四号）（抄）

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和二年七月豪雨による災害を指定する。

○ 令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和六年政令第十四号）（抄）

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和六年能登半島地震による災害を指定する。